

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 2 - 1
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	5,000円	
支出年月日	2020年 7月 17日	
支出内容	2020年8月8日 第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等資料代 (三好参加分)	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	<input checked="" type="checkbox"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領収書添付用紙

支出書整理No. 2-1

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのま

領収証

三好剛史 様

¥5,000 円—

但し、第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等の資料代として、上記正に領収いたしました。

(参加者様ご氏名：三好剛史 様)

2020年7月17日



第62回自治体学校実行委員会
校長 三好剛史

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
自治体問題研究所内
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

受付番号 J 229

研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	報 告 日	2020年 8月 9日
代 表 者	河村 晃子 (報)	報 告 者	三好 剛史 (報)
参 加 者	三好 剛史		
実 施 日	2020年 8月 8日 ～ 2020年 8月 8日		
研究研修・調査等の場所	本庁舎議会棟控室		
目 的	全世代型社会保障の目的と、自治体の役割とは何かを、立教大学 芝田英昭氏の講演から学習する。		

研究研修・調査等の概要

第 62 回自治体学校「Zoom 分科会・講座」

全世代型社会保障は何を狙うのか～自治体の役割を考える～

立教大学・芝田英昭氏 2020年 8月 8日 14:00～16:00

○総論

全世代型社会保障検討会議は 2020 年夏を目途に最終報告の提出を目指していたが、コロナ感染拡大により見送られた。6月 25 日に行われた第 9 回検討会議では、医療分野の重要性についての言及が相次ぎ、介護・医療に余力を持たせること、地域医療構想の偏在是正の取り組みが必要であること、国民皆保険の意義が指摘された。しかし、コロナ感染で健康への不安が増大している中で年金改革法、社会福祉法改正法が成立させられており、国民に自己責任・互助を押し付ける姿勢が明らかとなっている。

○全世代型社会保障の真の狙い

高度な福祉国家は企業が支払う保険料と税で福祉が賄われているかどうか重要であるが、日本のめざす全世代型社会保障は企業責任を何ら問うことなく、負担の在り方を見直すことが目的となっているのではないか。

・日本の社会保障支出の現状

骨太の方針 2018 において、社会保障関係費については、実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針が明確となった。その上で「全世代型社会保障を実現していくことが不可欠」とされた。日本の社会保障支出は、他の国に比べ高齢者向けの支出が多く、家族・住宅支出がかなり少なく、バランスが極めて悪い。しかも安倍政権下で社会保障の全領域の支出が削減され、諸外国と比較しても社会支出の GDP 比が低くなっている。全世代型社会保障への転換は、「働き方を自由を選べる中で社会保障の支え手を拡大」することを前提としながら、極めて低い家族・子どもや住宅への支出を是正しないばかりか、社会保障総額を減らせば、労働者や国民一般だけが社会保障を支えるという方向しか見えない。

・企業責任を問うべき

福祉国家と言われる国が、社会保障財源を消費税に依存しているわけではない。日本の社会保障財源のうち消費税の占める割合は 13.5% であり、非常に高水準となっている一方、事業主保険料・所得税・法人税の割合は極めて低い。社会保障の財源の根拠として最も求められるのは、労働者の生活を守り発展させることで、誰がその便益を受けるかということである。資本主義社会は、社会保障が充実し、健康で幸福な労働者が多数を占めることは企業にとっては医療やその他の生活事故に対しての「個別支出を減ずる」ことができ、多くの便益を受ける。したがって、社会保障の財源の多くを企業が負担することは当然のことである。

○社会福祉法等改正法による自治体の役割の変容

・社会福祉法第 4 条の新設では、「社会福祉」を「地域福祉」と言い換えて住民の相互扶助に役割を改変している

・社会福祉法第 6 条 2 項の改変、3 項の新設により、国及び地方公共団体の役割はサービス供給主体ではなく、あくまでの「支援・援助」主体へと矮小化させることとなり、フルセット自治体から後退させる内容となっている。Society5.0 との親和性をより高めることで、行政サービスの削減を狙いとするものである。自治体の責務を縮小し、社会福祉を地域住民や関係団体に丸投げをするようになれば、サービスの地域間格差は拡大せざるを得なくなる。地方自治体の責務の後退を許してい

いのか。

○考察

日本の社会保障の在り方は 1980 年代の社会保障改革以降、市場原理主義からの要請に応える形で変容し続けてきた。削減・制度改悪の視点だけでとらえるのではなく、市場化やビジネス化の目的があるのか、基準は守られるのか、市民の生命を守る責任は果たされるのか、地域住民の声は生かされるのかなど、複眼的な視点で見なければならない。行政のプロである自治体職員はこうした国による社会保障制度改変が一体どのようなものであるのかという分析をした上で、その命令に従順に従おうとするのか、それとも目の前の住民に寄り添うのかという姿勢が問われることとなる。

市民目線での市政運営、福祉施策が行われているか、市民が必要としている制度が削減対象となっていないか、引き続きチェックしていく必要がある。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 2-2
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	5,000円	
支出年月日	2020年 7月 17日	
支出内容	2020年8月8日 第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等資料代 (河村参加分)	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	<input checked="" type="checkbox"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領収書添付用紙

支出書整理No. 2 - 2

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま

領収証

河村晃子 様

¥5,000 円—

但し、第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等の資料代として、上記正に領収いたしました。

(参加者様ご氏名：河村晃子 様)

2020年7月17日

第62回自治体



東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

自治体問題研究所内

TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

受付番号 J 230

研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2020年 8月 27日
代 表 者	河村晃子 (印)	報 告 者	河村晃子 (印)
参 加 者	河村晃子		

実 施 日	2020年 8月 8日 ～ 2020年 8月 8日		
研究研修・調査等の場所	第62回自治体学校Zoom研修		
目 的	自治体が直面する課題、自治体労働者の働き方と、AI・ロボティクスの活用について問題点等を把握し、福山市行政に生かせるよう		
	学ぶ		

研究研修・調査等の概要

『働き方改革と自治体職員 公務の世界のこれまで、いま、これから』

黒田兼一 明治大学名誉教授 山縣宏寿 専修大学准教授

2020年 8月 8日 10:00～12:00

1. 2040 構想、AI・ロボティクスと公務労働

国と財界は少子高齢社会・人口減少対策として「自治体」のあり方の「改革」を急ピッチで進めている。AIRとロボティクスを活用し、自治体職員を半分にすることを狙っている。それは経団連の強い要望であり、新しいビジネスチャンス、国家の成長戦略として、国へ要請している内容。コロナ禍のどさくさで政府は「スーパーシティ方を強行可決させた、この構想は財界主導だらけで、住民の合意の中味が空疎、地方議会は言葉すら出てこない。この公的な仕事を誰が担うのは不明である。イギリスのオクスフォード大学の研究では数式化できない仕事はAIには出来ないと発表している。あくまでもAIは労働を奪うのではなく、高度な道具である。

2, A I ・ロボティクス導入事例—川崎市の場合

2018～2019年にA I 導入の実証実験を行った。子育ての問い合わせなどA I が代替など取り組んだが、住民の評価は、約90%がサービスを継続して欲しいと回答したが、必要な情報が得られたかの問いには、「半分得られた」が45%、「ほとんど得られなかった」が27%で、効果は限定的だった。課題はA I と人の併用の必要性や、A I だけのやりとりはリスクがあることなどが明らかになった。

3, A I ・ロボティクスの付き合い方

市民と「全体の奉仕者」の立場からのチェックの必要性がある。A I に任せるのではない。職員と住民との「対話」を強くするツールとしてA I は使用できるが、住民の顔を見えるようにすることが大切である。職員減らしに使わないルールや、職員の市民の「対話」と繋がり強化のために使用にこそ使われるべき。

地域住民の要望を自治体職員が認識し、理解することが重要で「窓口業務」が果たしてきた役割が重要である。

【考察】

A I 等の活用で職員の業務が短縮や改善されることは多いに歓迎できると思う。しかし、その一方で職員減らしや、型どおりの市民サービスの提供となってしまうと、サービスの質の低下に繋がる。A I ・ロボティクスの使用については市民や職員の合意を得ながら進めることが重要と思う。これまでの職員減らしのために災害時など緊急時対応に非常に困難を極めた自治体の例にもあるように、減らしすぎた職員増員が必要と思われる。業務改善にA I を活用し、その分、対人援助やきめ細やかな支援にこそ職員の労働時間が充てられる取り組みが必要である。

財界が要望するA I やロボティクスの活用は、国民重視の視点より、I C T産業の儲けのためであり、情報の集約化と市場解放を狙っていることについて、行政も議会もしっかり危機感をもって把握していく事が求められる。あくまでも住民の利便性向上にのみ活用できるよう、十分気をつけていく必要がある。国や市側の動き等にも注視し改善点や問題点をしっかり伝えていこうと思う。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 2-3
科 目 (該当○印)	1 調査研究費 ② 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	2, 2 0 3 円 (内手数料2 0 3 円)	
支出年月日	2 0 2 1 年 1 月 2 9 日	
支出内容	2021年1月24日 2020年度ひろしま自治体学校 憲法と地方自治ーコロナ時代の平和 新自由主義 改憲 問題の視点から 参加費 (河村、高木分)	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書	<input checked="" type="checkbox"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
(該当○印)	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

※ 別紙

※ 領収書添付用紙

支出書整理No. 2-3

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。



※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理No.を右上に記入してください。

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	口座記号番号	[Redacted]		
	加入者名	広島自治体問題研究所		
金額	千	百	十	円
		2	0	00
ご依頼人	おなまえ 河村 晃子 高不 武志 様			
料金	(前払戻込み)	日	附	印
	203	03-01-29		
備考	円	ゆうちょ 銀行 福山店 (51002) N94520043		

この受領証は、大切に保管してください。

研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2021年 2月 1日
代 表 者	河村晃子 	報 告 者	河村晃子 
参 加 者	河村晃子		
	高木武志		
実 施 日	2021年 1月 24日 ～ 2021年 1月 24日		
研究研修・調査等の場所	ひろしま自治体学校（ZOOM研修に参加）		
目 的	新型コロナウイルス感染拡大をうけ、医療制度・国民健康保険制度		
	や学校教育環境など地方自治のあり方を学ぶ		
研究研修・調査等の概要			
<p>2021年 1月 24日 13:35～14:05 「広島県地域医療構想と国保単位化後の動き」 広島民医連（福島生協病院） 藤原秀文医師</p> <p>広島県の国民健康保険の「県単位化」後について</p> <p>広島県内の人口は285万6582人（平成28年3月末現在）、国保の被保険者数は63万5774人の22.3%で、県内の約4分1が国保に加入している。国保加入者の高齢化率は44.7%で、加入者のほぼ半数近くが高齢者で構成されている。また被保険者の実態は無職52.4%（全国44.1%）、被用者は28.9%。所得水準は全国平均以下で、約8割程度とかなり低い水準である。広島県の「国民健康保険運営指針」は、「受益の多寡によらず皆が応分の負担を出し合ってお互いを支え合う相互扶助の理念に基づき、保険料（税）と公費で運営される」という一文がある。これは社会保障という視点にたっていない。保険料率の標準化をあげて「統一保険料」を目指</p>			

すとしている、それによって、県が示す額より不足額が生じる自治体がある、2市町のうち、14市町が不足している。補うために、国と特別会計の前年度繰越金か法定外一般会計からの繰入、あるいは各市町が独自に設置している「財政調整基金」の取り崩しで賄う必要がある。「赤字解消」の一般会計からの法定外繰入を行わないよう国は示している。各市町に解消計画を提出させ、その範囲以内の繰入は可能となる。その後、国は財政調整交付金を配分のインセンティブの対象項目にして、一般会計からの法定外繰入を抑制するシステムを構築している。(法定外繰入をすると交付金が少なくなる)。2023年までは激変緩和措置として、市町の独自の保険料算定が出来るようになっている。しかし第二期では統一保険料を目指すことが予測される。

広島県の地域医療構想について

全国の保健所機能が崩壊している。1992年ピーク時は852カ所あったが、469カ所に激減している。広島県内は86市町村あったが現在は23市町になった。新興感染症のパンデミックに対して、保健所機能は麻痺し機能不全に陥った。また、各病院では、対応できる病床の確保が困難となり、ホテル等による宿泊施設での療養や、高齢者施設や自宅での待機が余儀なくされ、未治療死という事態にまでなった。重症病床を確保しても、医師や看護師のマンパワー不足で病床を利用できない、人工呼吸器が使用できないなど支障が起きる事態になりつつある。公立病院は感染症対応でおおいに役割を發揮した。「統廃合されなくて良かった」「統廃合は考えられない」など医療従事者から率直な声が上がっている。過疎地で地域医療を支えている基幹病院の多くは、公立・公的病院で424病院から440病院へと増えている。広島県無医地区数54地区あり、北海道に次いで全国2位。ここを支えているのが公的病院で、さらに補っているのが開業医。

全世帯型社会保障について

国は、病床削減・医師・看護師増員なしの対策をしている。地域医療構想も枠組みの変更はなく粛々とすすめると表明している。外来医療の報告制度を設け、県が外来医療の実態を把握できるようにして、レセプト内容を掌握するシステムを構築する予定。情報がすべて把握され、外来医療が管理・統制できる環境と条件ができる。

公立・公的病院の存続は重要な課題

コロナ禍を通して見えてきた公立病院の必要性。地域の医療守れとの主張は地域医療構想に対峙する運動になる。

14:05~14:35 「広島県の学校教育の現状と課題」 今谷賢二

1. 安倍教育再生と呼ばれる教育政策の基本動向

2012年に復権した第二次安倍政権の最大の問題意識は「教育基本法改悪の成果が

見えない」だった。首相が主宰する「教育再生実行会議」として「教育再生実行本部」を位置づけ、教育政策の司令塔としての役割を担わせてきた。一貫しているのは、改悪教育基本法の具体化、国主導・中央直結の学校・教育の体制をどう確立するかという視点。こうした教育政策は、子どもや保護者の願いとの矛盾は大きい。このせめぎあいの時期が今日、改悪教育基本法の具体化を許さない教育運動が決定的に重要になっている。

2, こうしたもとでの広島県の学校と教育の現状

文科省からの是正指導から22年。国が主導する教育政策の動向に敏感で、その先取りを進めている。学校統廃合は典型。教育条件などは国基準に準拠し、県独自の措置には踏み出さない。少人数学級の独自施策を持たない3府県のひとつ。全県を視野に入れた施策は展開しない。モデル事業・ポイントを絞った施策展開。学校の目標に「有意な人材育成」を置く叡智学園など・・・。

広島県の学校教育にかかわる具体的な展開と問題点は、全体は視野に入れず、一部の新たな価値を創造する人材に特化した教育をすすめようとする。個性重視を標榜する「イエナプラン」の押しつけ。学校統廃合の進行は、国の「手引き」を受け、全国的にも突出した統廃合の進行。世界保健機構による望ましい学校規模は「教育は小さくなくてはならない」「生徒100人を上回らない規模」。1988年の是正指導後、全国的にも突出した教育内容・活動、教職員の管理・統制が進められてきた。職員会議の廃止、上からの教職員研修、学習指導要領絶対の教育統制などの影響は深刻さを遺している。

憲法・子どもの権利条約を指針に、子どもの現実を出発点にした学校、教育づくりを展開していく必要がある。子ども達を追い立て追い詰める教育から、学ぶ喜びと希望を育む教育への転換を。

15:50~16:20 「憲法と地方自治—コロナ時代の平和・民主主義・改憲問題の視点から—」 広島市立大学 河上暁弘

感染拡大で数十万人もの犠牲となった新型コロナのパンデミックは、現代文明を脅かす新たな試練となっている。それに対して軍事力では対抗できない。パンミックの試練は、現在のグローバルな不均衡に根ざすもろさをあらわにした。憲法13条は、生命の権利と個人の尊重を規定、25条はすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があることを規定している。国に対して公衆衛生を向上・増進するための施策を要求できる。個人の尊重(13条)の観点からいえば「みんなのために特定の人特別な犠牲を強いられない」と言える。「共同体全体の利益のために特別な犠牲を強いられない権利が人にはある」となれば、犠牲になる人が出るなら税金を使ってその人に補償しようというのは当然ではないか。

新自由主義的政策とリスクの格差は、無症状者・無症状者を含む人々のPCR等

の検査体制の不備やこれまでの医療費削減政策等により、医療を通じた国民の生命・健康の権利を十分に保障できない事態の発生。新型コロナの対応での無力さの露呈といえる。新しいことができたのではなく、すでに起きていた変化がより劇的に表れていると考えるべき。「要請」という行政指導と自粛の問題は、あくまでも自粛要請だから強制ではないといえるのか？「補償なくして自粛なし」という考え方は、「適法な公権力の行使によって加えられた財産上の特別の犠牲に対し全体的な公平負担の見地からこれを調整するためにする財産的補償」といえる。経済的政策の目的のため規制をこうむる場合は、やむを得ないとは言えない。自粛要請はいま飲食店に偏重している。狙い撃ちのようになっている。これは特別な犠牲と言え、補償すべきだと憲法上は言える。

菅政権は安倍政権の政策等の「継承」を掲げて首相になった。さらに新型コロナ対策も継承した。最大の問題を「デジタル化の遅れ」として、デジタル庁設置へ。PCR検査拡大、医療体制充実化、直接補償拡大等には消極的でGOTOキャンペーンなどは継続するなど無為無策が続いている。

【考察】

国保加入者の多くは、自営業者や無職の人で高齢化率も高い。そのような実態にも関わらず保険料を県統一にする事は許されないと痛感した。国の狙いをしっかり把握し、加入者の健康と命を守るための国保本来の役割を国や行政にも伝えていきたい。何よりも本市では剰余金や財政調整基金を活用できる力が十分にあり保険料の引き下げは可能である。市内の加入者の生活実態をつかみ、社会保障としての国保の役割を果たせるよう取り組みを強化していきたい。

少人数学級は長年の運動で一步前進になるが、さらに前進できるよう児童・生徒や保護者や教員の願いを議会でも引き続き取り上げていく必要がある。少人数化が求められているにも関わらず、福山市で学校統廃合が強引に進められている。コロナ禍だからこそ、学校の小規模化が望まれているし、一人ひとり豊かな教育を保障する少人数学級は注目を浴びている。世界の流れに逆行する市教育委員会の問題点を明らかにし、改善を強く求めていきたい。

憲法上から考えられるコロナ自粛への対応は、「補償なくして自粛なし」という事。自治体として、生活や生業を守るために補償制度を拡充していく事は、憲法も要求する内容なのだ改めて理解した。引き続き、休業補償や保健所など衛生業務の改善を求めていく。